

## 食品安全委員会（第716回会合）議事概要

日 時:平成30年10月16日(火) 14:00~14:47

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 5名出席

傍聴者:報道 1名、行政機関 4名、一般 9名

### 議事概要

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の清涼飲料水のヒ素の試薬・試液の改正

→厚生労働省から説明。

本照会については、試験法の試薬・試液に係る規格基準の改正であることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するものとし、リスク管理機関(厚生労働省)に回答することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質  
1品目  
ニームオイル

→厚生労働省から説明

本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものと判断し、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・農薬 4品目([2]~[4]はポジティブリスト制度関連)  
[1]フルアジナム

→厚生労働省及び担当の吉田(緑)委員から説明。

本件について、農薬専門調査会で審議することとなった。

- [2] カルタップ                      [3] チオシクラム
- [4] ベンスルタップ

→厚生労働省から説明。  
本件について、農薬専門調査会で審議することとなった。

- ・ 添加物及び遺伝子組換え食品等 1品目  
Escherichia coli K-12 W3110 (pWKLP) 株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ

→厚生労働省から説明。

- (3) 遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素を新たに添加物として指定すること等について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて

→事務局から説明。

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素を新たに添加物としていること等について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」について、案のとおり決定された。

Escherichia coli K-12 W3110 (pWKLP) 株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼについては、本取扱いに従い添加物専門調査会で審議することとし、本剤については組換えDNA技術の応用に関する審議を行う必要があると認められることから、遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員のうち適当な委員を添加物専門調査会に参画させ審議することとなった。

- (4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・ 「カメムシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON 88702系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。